

# 進歩党の選挙制度改革案

## ～ 決選投票比例代表制 ～

2024/02/12  
進歩党中央委員会



進歩党

# 各国で導入されている主な選挙制度の長所と短所

選挙制度	長所	短所
単純多数決小選挙区制	政権選択が容易	<ul style="list-style-type: none"> <li>死票が多い</li> </ul>
2回投票制小選挙区制	政権選択が容易 死票が比較的少ない	<ul style="list-style-type: none"> <li>単純多数決小選挙区制ほどでないが死票が発生</li> </ul>
中選挙区制(大選挙区制)	死票が比較的少ない	<ul style="list-style-type: none"> <li>同士討ちが発生する</li> <li>候補者個人負担の費用が多くなる</li> </ul>
単純比例代表制	死票が少ない	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙による明確な政権選択が困難</li> </ul>
小選挙区比例代表並立制	小選挙区制と比例代表制の長所を取っている	<ul style="list-style-type: none"> <li>単純多数決の小選挙区制ほどでないが死票が発生</li> <li>比例復活のゾンビ議員の発生</li> </ul>
小選挙区比例代表併用制	死票が少ない	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙による明確な政権選択が困難</li> <li>比例復活のゾンビ議員の発生</li> </ul>

# 「決選投票比例代表制」導入の目的

1. 一票の格差を解消する
2. 死票を減らし、民意をより忠実に議席へ反映させる
3. 選挙による政権選択(政権交代)を可能にする
4. 比例復活を無くす
5. 与党の安定過半数確保をなるべく実現し、政権の不安定化を防ぐ

# 「決選投票比例代表制」とは

- イタリアやギリシャで導入例がある「多数派プレミアム制を伴った比例代表制」を修正したもの。
- 「多数派プレミアム制を伴った比例代表制」(以下、**プレミアム付き比例代表制**)とは、議席の配分は比例代表制に基づいて候補者名簿(≒政党)単位で行うが、最も多く得票した候補者名簿連合(又は候補者名簿)に対して、その得票率に関わらず無条件に過半数の議席を保障する制度。
- かつて、イタリアの上下両院で採用されていたが、2017年に左派ポピュリスト政党「五つ星運動」の躍進を懸念した当時の民主党政権がこの制度を廃止し、小選挙区比例代表制を導入した。しかしながら、民主党は選挙に敗北し下野。皮肉なことに、現在は両党中心の連立政権が形成されている。
- ギリシャ国会(一院制)では、300議席のうち250議席は比例代表制で、有権者は政党の投票用紙に候補者を選んで名前を記入する。残りの50議席は、最大得票率を得た政党にボーナスとして与えられる。

# 決選投票比例代表制の骨子

## ■ 全国を一選挙区とする比例代表選挙の全面導入

→死票を減らし、一票の格差を解消する。

## ■ 2回投票制の採用

→比例代表制度下でも明確な政権選択選挙を実現させると共に、得票率50%超を与党連合の議会での安定過半数獲得の要件とさせ、政権の正当性と安定性を制度的に保障する。

## ■ 候補者ではなく、政党を選ぶ選挙を行う。

→不要な議員特権の廃止および候補者(議員)本人の資産持ち出しを無くす。

- ▶ ドイツの連邦参議院を参考に、議員の身分を固定化させずに党職員や党に呼ばれた学識経験者などが、議会で質問を行えるようにする。法案の採決参加は党職員が行うか、事前に党が意思表示する。これにより、国会における各党の議席は単なる議決権に関する割り当て(クォータ)に過ぎなくなり、国会議員の定数はあまり意味をなさなくなる。
- ▶ 国会議員の固定報酬を廃止、公設秘書も廃止。その代わりに、国会に議席を有する政党に対しては、党職員を大幅に増やす必要があるため、給与に関する交付金を設ける(or 政党職員を特別国家公務員にする)。

# 衆参両院への適用について

- 以下に述べる選挙制度は、現行の衆議院への導入を想定。
- 現行の参議院に対しても同様の制度の導入を考えるが、より地方を重視する。→将来の道州制・連邦制導入を視野に、参議院を各地方(州)を代表する院と考える。
  - 具体的には、全国を10くらいのブロックに分割し、ブロックごとに定数を割り当てる(各ブロックに対する最低割り当て議席数を設け、その上に、人口に比例した定数を設ける)。
  - 各ブロックを一つの選挙区として、衆議院と同様の方法で決選投票比例代表制を導入する。
  - 参議院を各地方(州)を代表する院と考えると、参議院における一票の格差発生を容認するための憲法改正は望ましいであろう。

# 「決選投票比例代表制」の具体的選挙制度案

1. 選挙に参加する政党(政治団体)は、1つ以上の政党(政治団体)が含まれる政党連合を結成しなければならない。
2. 有権者は、ある政党連合の中に所属する政党(政治団体)に投票する。
3. 各政党連合に所属する政党の議席配分に関しては、得票率に応じて案分(最大剰余方式)とする。
4. 第一回投票で最多得票した政党連合の得票率が50%を超えた場合、各政党連合の議席配分は9pに規定されるようになる(最多得票した政党連合には過半数の議席を与える)。
5. 第一回投票で最多得票した政党連合の得票率が50%以下の場合、得票率上位2位の政党連合間で決選投票を行い、勝者に過半数の議席を保障する。

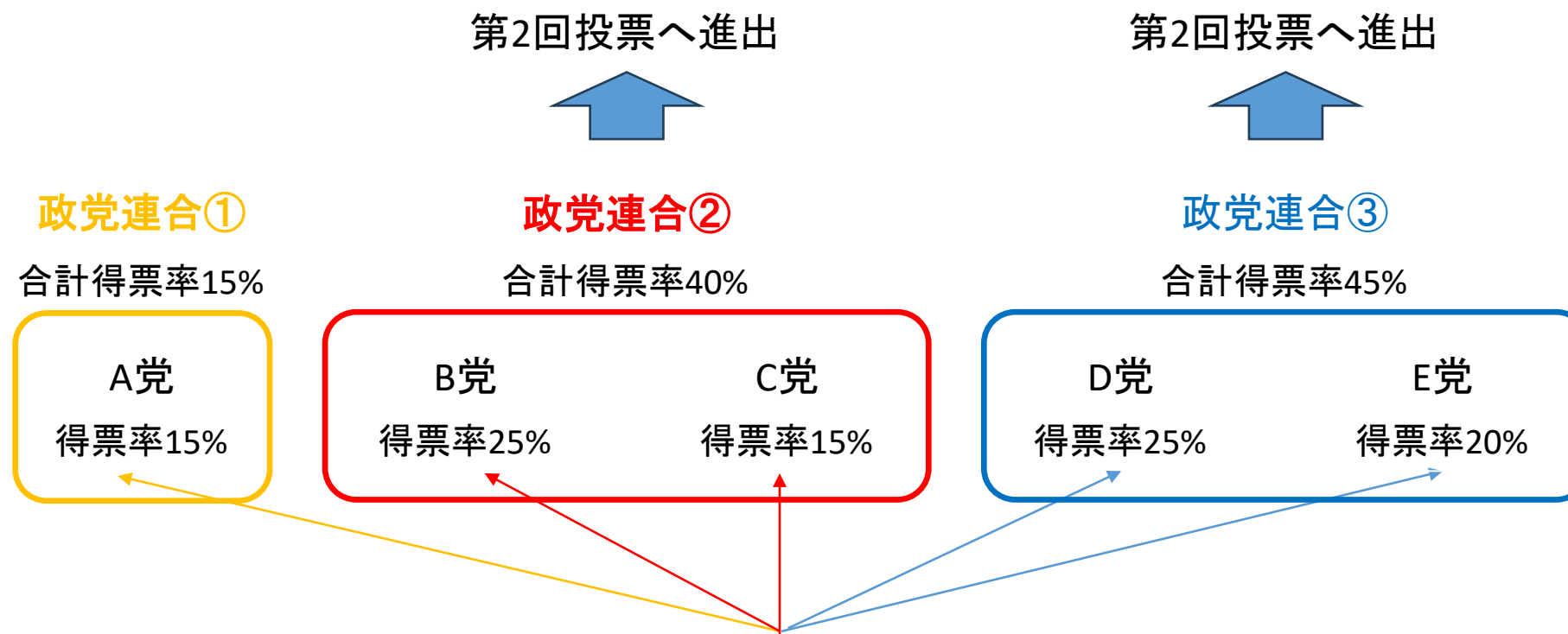
6. 決選投票が行われる場合は、①決選投票に参加しない政党連合の決選投票に参加する政党連合への追加加入、②政党連合名の変更、③決選投票に参加する政党連合の政治公約内容の一部変更を認める。
7. 第一回投票、決選投票とも、投票率が50%以下であれば、3か月以内に再選挙とする。
8. 各政党は、最終的に行われた投票の際に結成した政党連合で国会の会派を結成しなければならない。会派から離脱した政党は、プレミアム(つまり政党連合参加により生じた議席の上乗せ分)を失い、その分の議席は他の政党連合および政党には配分されず、国会の任期中は消滅する。



# 決選投票比例代表制のイメージ

## ■第1回投票

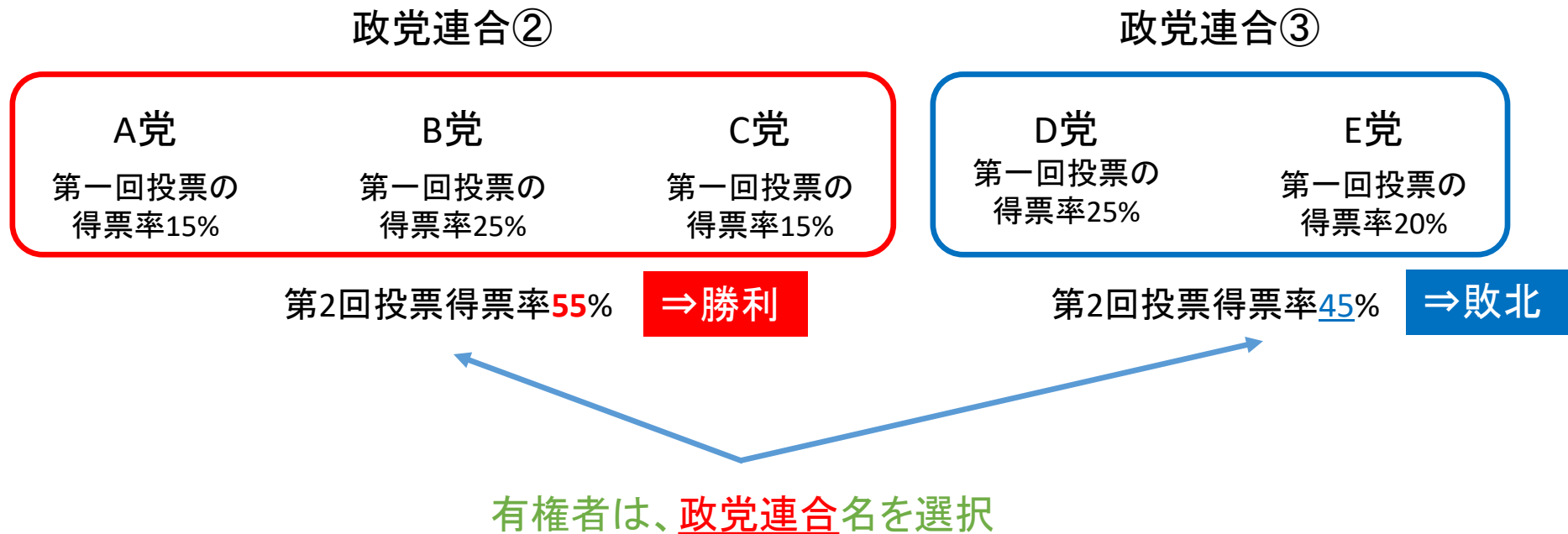
- 各党は、単独または複数の政党(政治団体)からなる政党連合を組む。
- 過半数の得票率を得た政党連合がない場合は、得票率が上位2位以内の政党連合が第2回投票に進出



有権者は、政党連合名でなく、政党名を選択

## ■第2回投票(決選投票)

- 第2回投票にあたって、B党とC党による政党連合②と、第一回投票で敗退したA党(政党連合①)の間で政策協定が結ばれ、政党連合②にA党が加わることになったとする。



- 全ての有権者が棄権せず、自分が第1回投票で投票した政党が所属する政党連合に投票すると、**政党連合②**が得票率55%で逆転勝利！
- 各党の議席は、第1回および第2回投票の結果を反映した形で、一定の計算式により算出

# 第一回投票において、最多得票した政党連合の得票率が50%を超えた場合の各政党連合の獲得議席

- 最多得票した政党連合の議席占有率 = 当該政党連合の得票率 × 75% + 25% (1)
- その他の各政党連合の議席占有率 =  $A \times B$ . (2)

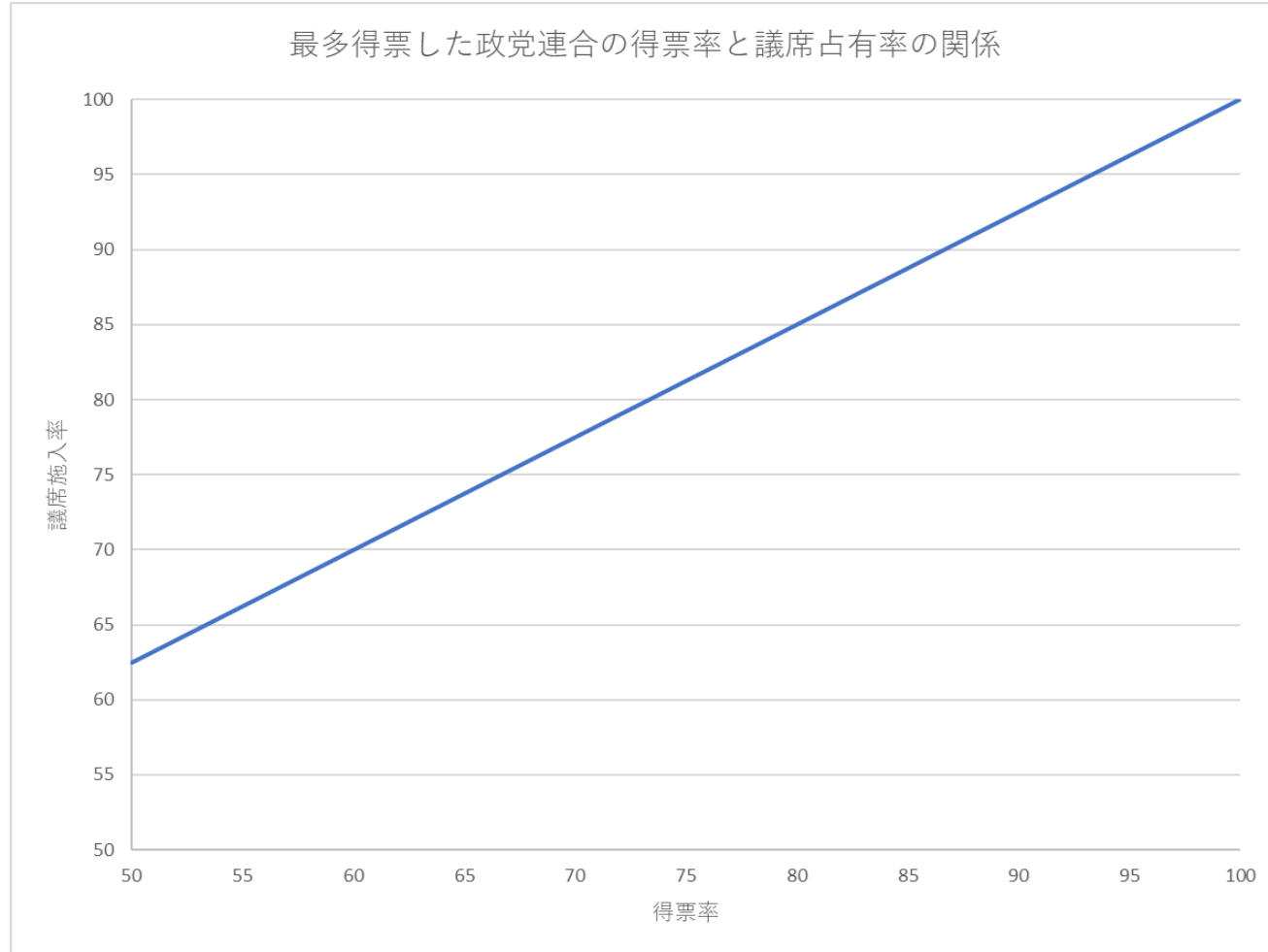
ただし、

$$A = 1 - \text{最多得票した政党連合の議席占有率}$$

$$B = \frac{\text{当該政党連合の得票率}}{1 - \text{最多得票した政党連合の得票率}}$$

- 各政党連合に属する政党間の議席配分は、それぞれの政党の得票率でさらに案分(最大剰余方式)している。

# 第一回投票で最多得票した政党連合の得票率と議席占有率の関係 (第一回投票で過半数の得票率を得た場合)



# (1)式の妥当性の根拠

- ① 本式では、右辺の第一項に関して、得票率約50%で約37.5%となり。右辺第二項の値が25であることから、最多得票した政党連合の議席占有率は62.5%を上回る。
- ② 本案においては、得票率100%で100%の議席占有率が達成できる。
- ③ 過去、イタリアで導入されたプレミアム付き比例代表制においては、最多得票した政党連合が議会での安定多数を占められるように、約55%の議席占有率が保障されていた。
- ④ 小選挙区選挙において決選投票なしの単純多数決が採用されているにも関わらず、3つ以上の国政政党が存在している過去の日本やイギリスの選挙結果をみると、全国の小選挙区合計での得票率が45%前後で議席占有率が2/3に近い選挙結果が度々生じている。しかし、得票率50%未満の政党に憲法改正の要件である2/3以上の議席を渡すのは望ましくない上に、多数派へのアドバンテージを上げ過ぎると得票率と議席占有率の乖離が大きくなる。
- ⑤ 完全に得票率と議席占有率が等しくなるように選挙制度を作成すると、2/3以上の得票を得なければ議席占有率が2/3を超えない状況が生まれ、憲法改正へのハードルが高くなりすぎる。
- ⑥ これに対して本案では、約56%の得票率で2/3以上議席の占有率を達成できる。

## (2)式の妥当性の根拠

- ① 本式では、第一回投票で過半数の得票率を獲得した政党連合に議会において安定多数の議席を与え、その他の政党および政党連合に、得票率に応じて残余議席を割り振るものである。
- ② 最多得票を得た政党連合に対する議席の割り振りに異論があったとしても、一定の残余議席を前提とした場合のその他の政党および政党連合間での議席の割り振りに対して、妥当でないという積極的根拠は乏しいだろう。

# 決選投票に進んだ場合の各政党連合の獲得議席

- 決選投票で勝利した政党連合の議席占有率 =  $\frac{\text{決選投票での得票率}}{2} + 30\%$  (3)

- その他の各政党連合の議席占有率 =  $\max\{X \times Y, X \times Z\}$   
=  $X \times Y$ と $X \times Z$ のうち大きい方 (4)

ただし、

$$X = 1 - \text{決選投票で勝利した政党連合の議席占有率} \quad (5)$$

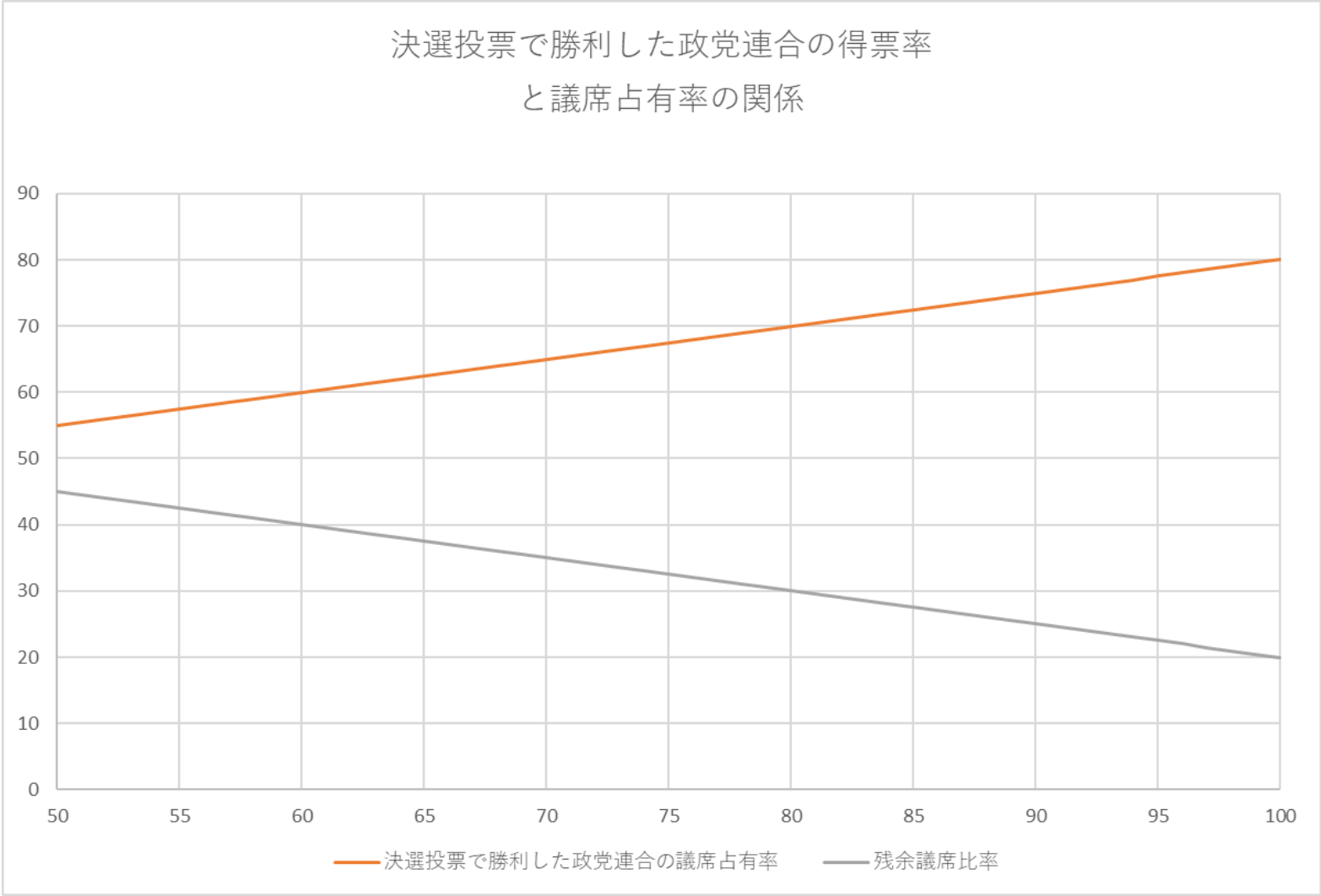
$$Y = 0.6 \quad (6)$$

$$Z = \frac{\text{当該政治連合の第一回投票での得票率}}{1 - \text{決選投票で勝利した政党連合の第一回投票での得票率}} \quad (7)$$

- 決選投票において政党連合の拡大が行われた場合、(6)式の値は、第一回投票で当該政党連合に所属していなかった政党の得票率を含めて合計した値となる。
- 政党連合に属する政党間の議席配分は、それぞれの政党の得票率でさらに案分(最大剰余方式)している。



# 決選投票で勝利した政党連合の得票率と議席占有率の関係



## (4)式の妥当性の根拠

- ① (4)式は、(3)式をアレンジにしたものであるが、第一回投票では決着がつかなかったことを考慮し、決選投票で勝利した政党連合に対するプレミアムを少なくした(つまり、少数派により配慮した)ものである。
- ② 本案では、勝利連合が $\frac{2}{3}$ 以上議席の占有率を達成するには、決選投票で約74%の得票率を得なければならない。
- ③ また、決選投票で勝利した政党連合は、80%以下の議席占有率しか獲得できない。

## (5)-(7)式の妥当性の根拠

- ① 本式では、決選投票に進んだが敗北した政党連合（「決選投票敗者連合」と呼ぶ）の議席占有率に関して、決選投票に進んだことを鑑みてアドバンテージを与えた上で、その他の政党および政党連合に、得票率に応じて残余議席を割り振るものである。
- ② (6)式の0.6というパラメーター値は、決選投票で勝利した政党連合を除く残余議席に関して、決選投票敗者連合に過半数の割合を保障するものである。ただし、0.6という値がそれほど高くないために、決選投票敗者連合で勝利した政党連合にも決選投票敗者連合にも所属しない政党が多いほど、決選投票敗者連合は損をすることになる。このことは、決選投票に進出する政党連合により多くの政党が参加するインセンティブを高めることにつながる。

# 議席配分シミュレーション①

(第一回投票で第1位となった政党(連合)が第2回投票でも勝利した場合の一例)

## ■第一回投票

政党連合 (政党)名	A	B	C	D	E
得票率	10%	37%	10%	33%	10%
決選投票への 進出	×	○	×	○	×

左 ←————→ 右

仮に、第一回投票では、政党連合＝各政党とする(複数の政党間で政党連合が組まれないとする)と仮定すると、決選投票にはB党とD党が進出。

# ■ 決選投票

- 決選投票では政党連合が組みなおされ、A,B党連合(左派連合)とD,E党連合(右派連合)が生まれ、中道のC党はどちらの連合にも参加しないとする。
- さらに決選投票では、A,B党の支持者は両党の連合に投票、D,E党の支持者は両党の連合に投票、C党支持者の得票は2分されたとする。  
↓
- すると、A,B党連合の得票率は52%、D,E党連合の得票率は48%で、A,B党連合が勝利(連立政権誕生)。

政党連合名	A,B党連合	D,E党連合
得票率	52%= A,B両党の支持者の票合計 (10%+37%) + C党の支持者の票の半分(5%)	48%= D,E両党の支持者の票合計 (33%+10%) + C党の支持者の票の半分(5%)

## 定数を465とした場合の各党の最終的な議席配分 (1)-(7)式を元に計算)

政党名	A	B	C	D	E
議席数	55	205	39	127	39
議席占有率	11.8%	44.1%	8.4%	27.3%	8.4%
第一回投票での得票率	10%	37%	10%	33%	10%
プレミアムによる増減	+1.8%	+7.1%	-1.6%	-5.7%	-1.6%

- A,B党連合は260議席(議席占有率56%)を獲得し、議会の過半数を獲得。
- これは、第一回投票の両党の得票率合計47%を約9%上回る。

# 各党議席配分の計算過程

- 本例においては、決選投票に進まなかった政党連合の数が1かつ各政党連合に属する政党の数が2以下だったため、各党の議席配分の計算に関して最大剰余方式に則って計算する必要がなかったため、単純な四捨五入で計算した。
- A,B党の議席数の導出
  - A,B党連合の議席占有率=  $(52\%/2)+30\%=56\%$
  - A,B党連合の議席数=  $260 \doteq 465 \times 56\%$ 
    - A党の議席占有率と議席数=  $55 \doteq 260 \times 10\% / (10\%+37\%)$
    - B党の議席占有率と議席数=  $205 \doteq 260 \times 37\% / (10\%+37\%)$
- D,E党の議席数の導出
  - A,B党連合以外の政党の残余議席数  $205 (=465-260)$  の6割 =  $123$
  - A,B党連合以外の政党の残余議席数  $205 \times (33\%+10\%) / (10\%+33\%+10\%) \doteq 166$
  - $166 > 123$ なので D,E党連合の議席数は=  $166$ 
    - D党の議席占有率と議席数=  $127 \doteq 205 \times 33\% / (33\%+10\%)$
    - E党の議席占有率と議席数=  $39 \doteq 205 \times 10\% / (33\%+10\%)$
- C党の議席数の導出
  - C党の議席数=  $39=465-260-166$

## 議席配分シミュレーション②

(第一回投票で第2位となった政党(連合)が第2回投票で勝利した場合の一例)

### ■第一回投票

政党連合 (政党)名	A	B	C	D	E
得票率	5%	37%	10%	33%	15%
決選投票への 進出	×	○	×	○	×

左 ←————→ 右

仮に、第一回投票では政党連合＝各政党とする(複数の政党間で政党連合が組まれないとする)と仮定すると、決選投票にはB党とD党が進出。



## ■ 決選投票

- 決選投票では、政党連合が組みなおされA,B党連合(左派連合)とD,E党連合(右派連合)が生まれ、中道のC党はどちらの連合にも参加しないとする。
- さらに決選投票では、A,B党の支持者は両党の連合に投票、D,E党の支持者は両党の連合に投票、C党支持者の得票は2分されたとする。  
↓
- すると、A,B党連合の得票率は約47%、D,E党連合の得票率は約53%で、D,E党連合が勝利(連立政権誕生)。

政党連合名	A,B党連合	D,E党連合
得票率	47%= A,B両党の支持者の票合計 (5%+37%) + C党の支持者の票の半分(5%)	53%= C,D両党の支持者の票合計 (33%+15%) + C党の支持者の票の半分(5%)

## 定数を465とした場合の各党の最終的な議席配分 ((1)-(7)式を元に計算)

政党名	A	B	C	D	E
議席数	19	144	39	181	82
議席占有率	4.1%	31.0%	8.4%	38.9%	17.6%
第一回投票での得票率	5%	37%	10%	33%	15%
プレミアムによる増減	-0.9%	-6.0%	-1.6%	+5.9%	+2.6%

- D,E連合は263議席(議席占有率56.5%)を獲得し、議席の過半数を獲得。
- これは、第一回投票の両党の得票率合計48%を約8.5%上回る。

# 各党議席配分の計算過程

- 本例においては、決選投票に進まなかった政党連合の数が1かつ各政党連合に属する政党の数が2以下だったため、各党の議席配分の計算に関して最大剰余方式に則って計算する必要がなかったため、単純な四捨五入で計算した。
- D,E党の議席数の導出
  - D,E党連合の議席占有率 $= (53\%/2) + 30\% = 56.5\%$
  - D,E党連合の議席数 $= 263 = \text{round}[465 \times 56.5\%, 0]$ 
    - D党の議席占有率と議席数 $= 181 \doteq 263 \times 33\% / (33\% + 15\%)$
    - E党の議席占有率と議席数 $= 82 \doteq 263 \times 15\% / (33\% + 15\%)$
- A,B党の議席数の導出
  - A,B党連合以外の政党の残余議席数 $202 (= 465 - 263)$ の6割  $\doteq 121$
  - A,B党連合以外の政党の残余議席数 $202 \times (37\% + 5\%) / (5\% + 37\% + 10\%) \doteq 163$
  - $163 > 121$ なのでD,E党連合の議席数は $= 163$ 
    - D党の議席占有率と議席数 $= 19 \doteq 163 \times 5\% / (5\% + 37\%)$
    - E党の議席占有率と議席数 $= 144 \doteq 163 \times 37\% / (5\% + 37\%)$
- C党の議席数の導出
  - C党の議席数 $= 39 = 465 - 263 - 163$

## 議席配分シミュレーション③

(第一回投票で第1位となった政党(連合)が第2回投票で勝利した場合の一例)

### ■第一回投票

政党連合 (政党)名	A	B	C	D	E
得票率	22%	23%	6%	25%	24%
決選投票への 進出	×	×	×	○	○

左 ←————→ 右

仮に、第一回投票では政党連合＝各政党とする(複数の政党間で政党連合が組まれないとする)と仮定すると、決選投票にはD党とE党が進出。

# ■ 決選投票

- 決選投票では政党連合が組みなおされ、B,C,D党連合(中道左右大連合)とE党が生まれ、左派のA党はどちらの連合にも参加しないとする。
  - さらに決選投票では、B,C,D党の支持者は3党の連合に投票、E党の支持者はE党に投票、A党支持者の得票は棄権かB,C,D党連合に2分されるとする(A党の一部支持者にとってB,C,D党連合の政策は遠すぎるので)。
- ↓
- すると、B,C,D党連合の得票率は約73%、E党連合の得票率は約27%で、**B,C,D党連合が勝利(連立政権誕生)**。

政党連合名	B,C,D党連合	E党
得票率	$73\% \doteq \frac{\left( \begin{array}{l} \text{B,C,D3党の支持者の票合計} \\ (23\%+6\%+25\%) \\ + \\ \text{A党の支持者の票の半分(11\%)} \end{array} \right)}{((11\%+23\%+6\%+25\%)+24\%)}$	$27\% \doteq \frac{\text{E党の支持者の票合計}24\%}{((11\%+23\%+6\%+25\%)+24\%)}$

## 定数を465とした場合の各党の最終的な議席配分((1)-(7)式を元に計算)

政党名	A	B	C	D	E
議席数	66	132	34	143	94
議席占有率	13.3%	28.4%	7.3%	30.8%	20.2%
第一回投票での得票率	22%	23%	6%	25%	24%
プレミアムによる増減	-8.7%	+5.4%	+1.1%	+6.8%	-3.8%

- B,C,D党連合は301議席(議席占有率64.8%)を獲得し、議会の過半数を獲得。
- これは、第一回投票の3党の得票率合計54%を約11%上回る。

# 各党議席配分の計算過程

## • B,C,D党の議席数の導出

- B,C,D党連合の議席占有率 $= (73\%/2)+30\%=66.5\%$
- B,C,D党連合の議席数 $=309 \doteq 465 \times 66.5\%$ 
  - B党の議席占有率と議席数 $=132=\text{rounddown}[309 \times 23\%/(23\%+6\%+25\%)]$
  - C党の議席占有率と議席数 $=34=\text{rounddown}[309 \times 6\%/(23\%+6\%+25\%)]+1$
  - D党の議席占有率と議席数 $=143=\text{rounddown}[309 \times 6\%/(23\%+6\%+25\%)]$

## • E党の議席数の導出

- B,C,D党連合以外の政党の残余議席数 $156 (=465-309)$ の6割  $\doteq 94$
- B,C,D党連合以外の政党の残余議席数 $156 \times 24\%/(22\%+24\%) \doteq 81$   
(A,E2党間の比較なので最大剰余式の計算を行う必要はない)
- $94 > 81$ なのでE党の議席数は94

## • A党の議席数の導出

- A党の議席数 $=62=156-94$

### ■ B,C,D三党間での議席配分配分の補足説明

- $N_i$ を政党 $i$ が含まれる政党連合に与えられた議席総数、 $v_i$ を政党 $i$ の得票数、 $V_i \equiv \sum_{j \in J} v_j$ を政党 $i$ が含まれる政党連合の得票数合計とする。
- $S_i$ を政党 $i$ が含まれる政党連合の基準数とすると、 $S_i \equiv \frac{V_i}{N_i}$ となる。
- ここで、

$$v_i = q_i S_i + r_i \quad (1)$$

となるような自然数（正の整数） $q_i$ と正の数 $r_i$ が存在し、(1)式の両辺を $S_i$ で割ると以下のようなになる。

$$\frac{v_i}{S_i} = q_i + \frac{r_i}{S_i}$$

- $n_i \equiv N_i \frac{v_i}{V_i}$ とすると $n_i = \frac{v_i}{S_i}$ となり、

$$n_i = q_i + \frac{r_i}{S_i} = q_i + N_i \frac{r_i}{V_i}$$

が導ける。

- $N_i \frac{r_i}{V_i}$ こそ最大剰余方式の計算過程における割り算の余り（剰余）に他ならない。

## 議席配分シミュレーション④（2,021年衆議院比例代表選挙の結果に基づく）

### ■第一回投票

第一回投票で野党連合が立国社、共産、れいわの3グループに分かれた場合（ケース①）

政党連合名	政党名	各政党の得票率	政党連合の得票率	決選投票への進出
与党連合	自由民主党	34.7%	47.0%	○
	公明党	12.4%		
立国社連合	立憲民主党	20.0%	26.3%	○
	国民民主党	4.5%		
	社会民主党	1.8%		
日本共産党	日本共産党	7.3%	7.3%	×
れいわ新選組	れいわ新選組	3.9%	3.9%	×
日本維新の会	日本維新の会	14.0%	14.0%	×
NHKと裁判してる党 弁護士法72条違反で	NHKと裁判してる党 弁護士法72条違反で	1.4%	1.4%	×
	その他	0.2%	0.2%	×
計		100%	100%	

第一回投票では、自公両党とおよび立国社3党がそれぞれ政党連合を結成し、他の党はそれぞれ単独で戦うとする。



## ■第一回投票

第一回投票で野党  
連合が立共国社れ  
で統一された場合  
(ケース②)

政党連合名	政党名	各政党の得票率	政党連合の得票率	決選投票への進出
与党連合	自由民主党	34.7%	47.0%	○
	公明党	12.4%		
野党連合	立憲民主党	20.0%	37.4%	○
	国民民主党	4.5%		
	社会民主党	1.8%		
	日本共産党	7.3%		
	れいわ新選組	3.9%		
日本維新の会	日本維新の会	14.0%	14.0%	×
NHKと裁判してる党 弁護士法72条違反で	NHKと裁判してる党 弁護士法72条違反で	1.4%	1.4%	×
	その他	0.2%	0.2%	×
計		100%	100%	

第一回投票では、自公両党とおよび立共国社れ5党がそれぞれ政党連合を結成し、他の党はそれぞれ単独で戦うとする。

# ■ 決選投票

- ◆ 決選投票では、ケース①においては政党連合が組みなおされ、野党に関しては立共国社れの5党連合が組みられるとする。つまり、ケース①でも②でも決選投票の結果には影響がないことがわかる。
- ◆ さらに、決選投票では、維新、NHK党、その他の政治団体に関して、それぞれ5割が与党連合に投票、2割が野党連合に投票、3割は棄権するとする。
- ◆ すると、決選投票における両政党連合の得票率は以下ようになる。
  - 与党連合  
 $57.5\% \div 34.7\% + 12.4\% + (14\% + 1.4\% + 0.2\%) \times 0.5$
  - 野党連合  
 $42.5\% \div 20\% + 4.5\% + 1.8\% + 7.3\% + 3.9\% + (14\% + 1.4\% + 0.2\%) \times 0.2$

政党連合名	政党名	第一回投票における得票率	各政党の得票率
与党連合	自由民主党	54.8%	34.7%
	公明党		12.4%
野党連合	立憲民主党	40.5%	20.0%
	国民民主党		4.5%
	社会民主党		1.8%
	日本共産党		7.3%
	れいわ新選組		3.9%
日本維新の会	日本維新の会		14.0%
NHKと裁判してる党 弁護士法72条違反で	NHKと裁判してる党 弁護士法72条違反で		1.4%
	その他		0.2%
計		100%	100%

## ■最終的な議席配分

政党連合名	政党名	決選投票における 政党連合の得票率	政党連合への議 席配分	各党への議席 配分	各政党の議席 占有率	第1回投票における 各政党の得票率	得票率と議席占有 率の乖離	実際の獲得議席	実際の議席との差
与党連合	自由民主党	57.5%	273	201	43.2%	34.7%	8.6%	261	-60
	公明党			72	15.5%	12.4%	3.1%	32	40
野党連合	立憲民主党	42.5%	136	73	15.7%	20.0%	-4.3%	96	-23
	国民民主党			17	3.7%	4.5%	-0.9%	11	6
	社会民主党			6	1.3%	1.8%	-0.5%	1	5
	日本共産党			26	5.6%	7.3%	-1.7%	10	16
	れいわ新選組			14	3.0%	3.9%	-0.8%	3	11
日本維新の会	日本維新の会		50	50	10.8%	14.0%	-3.3%	41	9
NHKと裁判してる党 弁護士法72条違反で	NHKと裁判してる党 弁護士法72条違反で		5	5	1.1%	1.4%	-0.3%	0	5
その他	その他		1	1	0.2%	0.2%	0.0%	10	-9
計		100%	465	465	100%	100%	0%	465	0

- 決選投票で大勝した与党連合に所属する各政党は、第一回投票における得票率に比較するとかなり多くの議席を獲得する。
- その分、決選投票に負けた野党連合およびその他の政党に関しては、第一回投票における得票率に比較すると獲得議席は少なくなる。

## ■実際の議席との差

政党連合名	政党名	政党連合への議席配分	各党への議席配分	実際の獲得議席	実際の議席との差
与党連合	自由民主党	273	201	261	-60
	公明党		72	32	40
野党連合	立憲民主党	136	73	96	-23
	国民民主党		17	11	6
	社会民主党		6	1	5
	日本共産党		26	10	16
	れいわ新選組		14	3	11
日本維新の会	日本維新の会	50	50	41	9
NHKと裁判してる党 弁護士法72条違反で	NHKと裁判してる党 弁護士法72条違反で	5	5	0	5
	その他	1	1	10	-9
計		465	465	465	0

- 実際の議席との差の合計数がプラス9となるのは小選挙区で当選した無所属候補10名の存在による。

- 自公の与党連合は勝利するが議席を減らす。
- 現行制度で恩恵を受けている**大政党には不利な結果になる。**
- **中小政党は大きな恩恵を受ける。**
- **決選投票に進出した政党連合にもプレミアムを与えているため、現状よりは野党議席増に働く。**
- 具体的には、野党連合は5党公認で当選した候補の合計121を25上回る146、維新は現行41よりも14多い55になる。

# 全国を一選挙区とする比例代表制の問題点の克服にむけて

- 有権者が候補者を選択できない形で全国を一選挙区とする比例代表制を全面的に導入した場合、党本部の力が強まり、党の内部統制に問題が生じるほか、地方の意見を軽視する可能性がある。
- このような弊害をなくすために、以下のような制度を考えるべきではないか。
  - 地方の意見を党の政策に反映させるため、例えば、下記のような法制化を行う。①得票率が20%以上の政党は各都道府県の地方支部を設けなければならない、②得票率が33%以上の政党は各都道府県内に複数の下部組織を設けなければならない、③各政党は年2回以上、地方組織の代表者を全て集めて意見集約を行わなければならないとする。
  - 政党の内規で、地方組織の代表者を党内選挙(いわゆる予備選)で選出させるようにする。
  - ロトクラシーを取り入れ、ランダムに選ばれた有権者が自身の支持政党の外部監査役員なることを法制化する。

ご清聴ありがとうございました。



進歩党

- 当資料の内容、テキスト、画像等の無断転載・無断使用を禁じます。